

令和7年度「春の大卒者等合同企業説明会 in よこて」開催要領

1 目的

2026年度に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業・修了予定の学生（以下「新卒者」という。）等を対象に市内企業研究の機会を設けることにより、学生の職業観の育成と市内就職を促進するとともに、市内企業の入材確保を支援する。

併せて、2025年度に大学等を卒業・修了予定の学生及び既に大学等の卒業後3年以内程度の者（以下併せて「既卒者等」という。）を対象とした面接選考の機会を設ける。

また、横手所管内高校卒業者の進学率が高まってきていることから、進学で転出する若者のUターン等を促すことを目的として、進学先が決定している高校3年生（希望者）も参加対象とし、早期から地元企業の魅力を知ってもらう。

2 共催

秋田県平鹿地域振興局、横手市、横手雇用開発協会、ハローワーク横手

3 開催日時及び会場

日時： 令和8年3月3日（火） 午後1時30分～午後4時
(受付 午後0時30分～)

会場： よこてシャイニーパレス 4階 （横手市駅前町6番33号）

4 実施内容

- （1）企業担当者による企業概要の説明等
- （2）個別相談、アドバイス、情報提供等
 - ① 企業案内及び市内就職に関する情報提供
 - ② ハローワーク職員による就職相談、jobtagでの検索指導、アドバイス等
 - ③ その他横手市での暮らしに関する各種情報提供

5 参加条件

（1）参加費用

学生等、企業とともに参加費用は無料とする。ただし、会場までの交通費は参加者の負担とする。近隣駐車場の横手駅東口市営駐車場（よこてイースト立体駐車場）を使用する参加者は駐車場料金を無料とする。無料処理をするため、来場の際は駐車券を持参すること。

(2) 学生等の条件

参加対象は原則として**新卒者、既卒者等及び高校3年生の進学決定者（希望者のみ）**とするが、それ以外の学生の参加も差し支えない。また、**保護者と教職員等**の参加も可とする。ただし、既卒者等以外の者は企業の面接選考を受けることができない。

(3) 企業の条件

次の全ての条件を満たすこと。

- ①横手市に就業場所があること。
- ②新卒者又は既卒者等を採用する予定があり、令和8年度の大卒求人をハローワークに提出すること。
- ③労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、若者雇用促進法に基づくハローワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④自社のHPに説明会の告知及び横手市HPのリンクを貼り付けること。

6 学生の参加申込み

参加申込は不要です。

参加を希望する学生は、あらかじめ「企業訪問カード」の様式を横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」からダウンロードし、必要事項を記入の上、当日受付に提出すること。「企業訪問カード」の様式は当日会場にも備え付ける。

7 企業の参加申込み等

(1) 参加申込み方法

参加を希望する企業は、横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」から「参加申込書」をダウンロードし、7(2)の参加申込み期限までに、横手市商工労働課あてにメール送信すること。なお、参加申込みが確定した企業に対しては、ハローワーク横手から令和7年12月26日（金）までに「受付票」を事業所のメールアドレスあてに送信する。

(2) 参加申込み期限

令和7年12月19日（金）

ただし、会場の都合により参加事業所の数に限りがあるため、同業種の事業所から多数の参加申し込みがあった場合は、期限前に申込を締切り、参加事業所を調整する場合がある。

(3) 参加申込先

横手市商工観光部商工労働課あて (TEL 0182-32-2115)

送信先 E-mail shoko@city.yokote.lg.jp

(4) 企業情報の事前提供

参加が確定した企業は、横手市ホームページ内の「横手市合同企業説明会」から、
「企業概要シート」をダウンロードし、必要事項を記載したうえで、
令和8年1月9日（金）までに、横手市商工労働課あてにメール送信すること。

横手市商工観光部商工労働課あて (TEL 0182-32-2115)

送信先 E-mail shoko@city.yokote.lg.jp

8 参加企業情報の公開

(1) ウェブサイト等掲載の承諾

参加企業は、参加申込みをした時点で「企業概要シート」等の記載内容について、
主催者が所有する各種ウェブサイト、SNSツール及び当日配布資料への掲載を承諾
したものとする。

(2) 記載内容の変更等

参加企業は、「企業概要シート」等の記載内容に変更又は修正が生じた場合は、速
やかに横手市商工労働課へ連絡すること。

9 採用選考に関する遵守等

参加企業は、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議「2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方（令和6年12月5日）」の内容を遵守
すること。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関する事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者についても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるようお願いする。

10 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに7(4)の問い合わせ先に電話により連絡すること。ただし、開催日の7日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため厳に慎むこと。

11 その他

この要領に定めがない事項については、共催者において適宜判断し決定する。